

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業価値の持続的な増大を図るために、コーポレート・ガバナンスの強化及び充実が重要であると認識しております。また、当社は、株主、取引先、従業員等のステークホルダーへの社会的責任を負っており、そのためには、変化の速い経営環境に対応した迅速な意思決定及び業務執行を可能とする経営体制を構築するとともに、経営の効率性を担保する経営監視体制の充実を図っていく必要があります。

そのために、当社は、健全な倫理観に基づくコンプライアンスの体制を徹底し、ステークホルダーの信頼を得て、事業活動を展開していく方針であります。

今後も会社の成長に応じてコーポレート・ガバナンスの体制を随時見直し、企業価値の最大化を図り、公正な経営を実現することを優先課題としてまいります。

【基本精神・基本理念・経営理念・ネットワーク運営理念】

ビジョナリー・カンパニー創造のために

■基本精神■

・・・愛と誠と調和・・・

■存在理念■

お客様に最高の満足と、集う人々の幸福の創造と拡大をし続け、夢の総和の実現をはかります。

■経営理念■

1. コンプライアンスのもとに開かれた透明性の高い企業活動を通じて、信頼される企業市民を目指します。
2. 時代の変化にシなやかに対応し、常に革新し続ける情熱と向上心、創造性ある経営に挑戦します。
3. パートナーとともに顧客思考に徹した新しいサービスの創造と公明正大な利益の追求をし、企業活動を通じて、住みよい豊かな社会づくりと経済・社会の発展に貢献します。

■ネットワーク運営理念■

同じ志をかかげ、お互いに“共に咲く喜び”を分かち合える価値創造のネットワークを追求します。

【倫理規範】

1. 法令遵守

国内外における各種法令、社会規範、そして社内規定を遵守し、社会からの信用を維持するとともに、高い倫理観と自己規律を持った行動を行います。

2. 人権の尊重

人権を大切にす精神を培い、人種、国籍、宗教、思想、性別、年齢、社会的身分、身体的・精神的障害などを理由とする差別や人権侵害を行いません。

3. 社会貢献

「愛と誠と調和」を基本精神として、企業も社会の一員であることを自覚し、社会に貢献致します。また、幅広い地域・分野を対象に社会の発展につながる活動を支援します。

4. 公正・自由な競争

公正・自由な競争原理に基づき、透明かつ公正な企業活動を行います。また、お取引先、業界、行政、政治に対しても透明で健全な関係を保持します。

5. 環境の尊重

人類共通の資産である地球環境へ与える事業活動の影響力を認識し、環境問題に対し真摯に取り組めます。

6. 反社会的勢力との対決

社会的秩序を乱し健全な企業活動を阻む勢力に対し、毅然とした態度を貫きます。

7. 個人情報の尊重

お客様、お取引先、役員・従業員の個人情報を大切に、適正な保護に努めます。

8. 情報の開示

正確かつ有用な情報を、適切な時期に、株主および投資家等に対し開示し、インサイダー取引等の不正な情報利用に関与しません。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
笹 晃弘	423,900	6.79
株式会社ベネフィット・ワン	389,000	6.23
株式会社SBI証券	267,100	4.28
SUNNEXTAグループ従業員持株会	174,400	2.79
高橋 慧	158,600	2.54
竹内 理人	125,000	2.00
MSIP CLIENT SECURITIES	124,700	2.00
水元 公仁	112,100	1.80
正木 秀和	98,000	1.57
東京海上日動火災保険株式会社	90,000	1.44

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

上記大株主の他、自己株式が2,012,148株(提出日現在) あります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
決算期	6 月
業種	不動産業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
長山 宏	他の会社の出身者											
青淵 正幸	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
長山 宏	○	独立役員に指定しております。 <略 歴> 昭和55年4月 阪和興業株式会社入社 平成3年2月 三優監査法人 平成9年2月 三優ビーディーオーコンサルティング株式会社(現株式会社カクシン)取締役 平成15年6月 同社代表取締役 平成20年11月 同社取締役 平成21年9月 同社代表取締役(現任) 平成22年9月 当社監査役 平成26年9月 当社取締役(現在)	<招聘理由> 当社の理念をはじめとする価値基準に共感し、当社企業活動全般について関心を持ち、当社の経営活動の監督について協力いただける意思を確認しております。 また、公認会計士及び税理士の資格を有し財務及び会計に関する相当程度の知見及び経営コンサルティングを展開する企業の代表取締役として豊富な経営指導経験があり、加えて当社の社外監査役として過去4年間務め当社業務内容に精通していることから、取締役会の監督機能として十分な見識を有しております。 <独立役員指定理由> 当社と長山宏氏とは、現経営において、特別な取引関係が無いことから、意思決定に対して影響を与えることはありません。

			また、同氏本人においても、株主の負託を受けた独立機関として、中立・公正な立場を保持していると判断しております。 同氏は、当社株式を所有しておりません。 その他、社外役員の独立性については、当社独立役員の「独立性」に関する判断基準に適合しており、また上場規則及び社会通念を判断の基準としながら総合的に考慮して、一般株主の利益を害さない適正な独立性を確保していると判断しております。
青淵 正幸	○	独立役員に指定しております。 <略 歴> 平成8年4月 信州短期大学経営学科 助手 平成9年4月 信州短期大学経営学科 専任講師 平成13年4月 信州短期大学経営情報学科 専任講師 平成15年9月 新潟国際情報大学情報文化学部 助教授 平成19年4月 立教大学経営学部・ビジネスデザイン研究科 准教授（現任） 平成27年9月 当社取締役（現在）	<招聘理由> 当社の理念をはじめとする価値基準に共感し、当社企業活動全般について関心を持ち、当社の経営活動の監督について協力いただける意思を確認しております。また、長年にわたり企業の評価価値の研究に携わるとともに、株主価値の最大化を意識された分析等も行っており、同氏の幅広い知識と優れた知見を当社の経営に反映させることが、コーポレート・ガバナンスの強化はもとより、グループ経営全般の質的向上に資するものと判断し、当社社外取締役に選任しております。 <独立役員指定理由> 当社と青淵正幸氏とは、現経営において、特別な取引関係が無いことから、意思決定に対して影響を与えることはありません。 また、同氏本人においても、株主の負託を受けた独立機関として、中立・公正な立場を保持していると判断しております。 同氏は、当社株式を所有しておりません。 その他、社外役員の独立性については、当社独立役員の「独立性」に関する判断基準に適合しており、また上場規則及び社会通念を判断の基準としながら総合的に考慮して、一般株主の利益を害さない適正な独立性を確保していると判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

【監査役と会計監査人の連携状況】

- (1)期初に監査法人の監査日程計画書を提出いただき、監査概要を知るとともに期中監査、期末監査など、監査法人による監査報告会には必ず出席し、当社の会計上の問題点を把握することにしております。
- (2)通常の監査法人との連絡調整は必要の都度行っております。また、個別の問題については監査役会に会計監査人の出席を求め、友好的に連携できる関係を保っております。

【監査役と内部監査部門の連携状況】

当社の内部監査については、内部監査部門である内部監査室が社長直属の機関として機能しており、現在は担当者3名が専従しております。内部監査室は、会社の業務及び財産の実態を監査し、経営の合理化及び能率の向上に資することを目的として、事業年度毎に作成される内部監査計画に基づく監査と、社長特命による臨時の内部監査を実施しており、常勤監査役と連携しております。

監査役会は、提出日現在において常勤監査役1名と非常勤監査役2名（社外監査役）の計3名で構成され、取締役からの報告、取締役会をはじめとした監査役が出席するその他会議の内容や、内部監査室との連携等により取締役及び取締役会の業務執行を監視しております。

また監査役会は、監査方針、監査計画等を定め、各監査役の職務分担に基づき監査を実施し、期末において各監査役の報告に基づき監査意見を形成しております。

なお、監査役の笹本憲一氏は公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名
------------------------	-----

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
中西 康晴	弁護士													
笹本 憲一	公認会計士													

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中西 康晴		<略 歴> 昭和55年4月 弁護士登録 市川照己法律事務所勤務 昭和58年4月 小林・中西法律事務所開設 平成4年4月 中西法律事務所開設 平成10年10月 当社監査役（現在） 平成12年4月 扶桑合同法律事務所代表（現任） ※監査役中西康晴氏と当社は、平成23年10月1日より、グループ統制上の観点から監査役としての立場以外に、子会社の法律問題に限定した業務委託契約を結んだ上、助言いただいております。 なお、当該報酬費用は小額ということ、また、子会社の労務案件に特化した相談内容ということから、利害相反する関係を生じるものではありません。	<招聘理由> 公正な視点で経営を監視することに加えて、専門家(弁護士)としての立場から、当社の法令遵守体制の監視に尽力いただくべく選任いたしました。 弁護士としては、企業法務全般はもとより、M&A関連業務及び労働法関連において高い知見を有しており、実質的かつ客観的な経営監視が可能であると判断しております。
笹本 憲一	○	独立役員に指定しております。 <略 歴> 昭和52年9月 日本大学講師 昭和55年6月 監査法人中央会計事務所入所 平成4年9月 社員就任（当時中央新光監査法人） 平成10年9月 代表社員就任（当時中央監査法人、平成11年より中央青山監査法人） 平成19年7月 監査法人 A&Aパートナーズ パートナー就任（現任） 平成26年9月 当社監査役（現在）	<招聘理由> 監査法人A&Aパートナーズ等での豊富な監査業務の経験に加え、公認会計士及び税理士の資格を有しており、客観的・中立的な監査業務が期待されることから、同氏は直接会社経営に関与したことはありませんが、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したため、当社社外監査役に選任しております。 <独立役員指定理由> 当社と笹本憲一氏とは、現経営において、特別な取引関係が無いことから、意思決定に対して影響を与えることはありません。 また、同氏本人においても、株主の負託を受けた独立機関として、中立・公正な立場を保持していると判断しております。 同氏は、当社株式を所有しておりません。 その他、社外役員の独立性については、当社独立役員の「独立性」に関する判断基準に適

合しており、また上場規則及び社会通念を判断の基準としながら総合的に考慮して、一般株主の利益を害さない適正な独立性を確保していると判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

経営成績に対する責任及び成果の反映と業績向上に対するインセンティブ高揚のため実施しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、社内監査役、社外監査役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員
-----------------	---

該当項目に関する補足説明

上記「該当項目に関する補足説明」に同じ

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

取締役に1億円以上の報酬の者がいないため、個別開示を実施しておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等は、定額の基本報酬及び株式報酬型ストックオプションから構成され、連結ベースの業績及び本人の貢献度を踏まえ決定しております。なお、基本報酬は、固定部分と前連結会計年度の業績に対する変動部分で構成されております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役としての適切な意見表明、判断に資するべく、取締役会事務局である総務人事グループは、取締役会の開催にあたり、当該取締役会付議案件にかかる資料を事前に配布し、必要に応じて説明を行っております。そのほか、社外取締役及び社外監査役の要求に基づき、必要な情報の提供や閲覧できる環境を整えております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1. 業務執行について
- 当社は、企業統治(コーポレート・ガバナンス)に関しては、公正な経営を実現することを優先課題としております。取締役会・監査役会・会計監査人による監査など法律上の機能に加え、経営の透明性の向上とコンプライアンスを徹底し、経営環境の変化に迅速に対応できる意思決定及び業務執行を可能とする組織体制を構築することで、コーポレート・ガバナンスの強化に努めております。
- 企業統治の体制
- ・企業統治の体制の概要
- 当社は、会社法上の機関として、株主総会、取締役会、監査役のほか、監査役会及び会計監査人を設置しております。また、それ以外の機関として、経営会議、委員会(リスク管理委員会他)を設置しております。
- 1) 取締役会(月1回開催) 取締役6名のうち2名が社外取締役、また男性5名・女性1名の構成です。「企業価値向上」のための経営方針、事業計画、組織及び財務状況等の施策や業務執行に関する重要事項について、法令・定款の定めに基づいた取締役会規程に基づいて決

定を行うとともに、当社及び子会社の業務執行状況の確認、監督に努めております。

また、内部統制の状況を経営的視点から、組織が健全かつ効率的に運営され、各部署が定めた所定の基準や手続きに基づいて管理・監視ができていくかを牽制し、コンプライアンス意識の向上につなげるため活動を行っております。

- 2) 経営会議(月2回開催) 主に取締役会メンバー(うち、1回は部門マネージャー参加)で構成し、方針の伝達・徹底、業務成果の検証、問題点の把握など、情報の共有化を図るとともに、経営及び業務執行に関する重要な事項について審議し、または報告を受け、審議事項については、経営会議構成員が審議を尽くし、合議の上で決定しております。
- 3) 監査役会(月1回開催) 監査役3名(うち2名は社外監査役)で構成され、監査役会規程に基づき、独立した立場から取締役の職務執行の監視、監督を行っております。
- 4) リスク管理委員会(四半期に1回開催) 当社の持続的成長を図ることを目的に、取締役会メンバー及び部門マネージャーで構成され、組織目標の達成を阻害する要因であるリスクを識別・分類・分析し、リスクがもたらす影響や発生可能性を考慮して、回避・低減・移転・受容等の対応を明確にすることを基本としております。なお、全社リスク委員会の下部組織として、各部門の運営により部門リスク管理委員会を毎月1回開催し、モニタリング活動を中心に行っております。

2. 外部会計監査人について

当社は、会社法に基づく会計監査及び金融商品取引法に基づく会計監査について、有限責任 あずさ監査法人と契約しております。同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社との間には、特別な利害関係はありません。平成27年6月期において業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務報酬に係る補助者の構成は以下の通りであります。

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 若尾 慎一
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 和久 友子
補助者 会計士4名、その他6名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

1. 現状の体制を採用している理由

当社は、監査役設置会社として、取締役(6名、うち社外取締役2名)による緊密な連携と迅速な意思決定により取締役会の活性化を図り、経営の公正性及び透明性を高め、効率的な経営システムの確立を推進してまいりました。

社外監査役(2名)の充実による客観的・中立的監視のもと、これまで実施してまいりました諸施策が実効を上げており、経営の監視機能の面では十分に機能する体制が整っているものと判断しております。

独立役員としては、社外取締役2名及び社外監査役1名を指名し、以下のとおり、経営監視機能の客観性及び中立性を確保しております。

- (1) 各監査役は法令、財務・会計、企業統治等に関する専門的な知見を有しており、経歴、経験、知識等を活かした適法性の監査に留まらず、客観的な立場から経営全般について大局的な観点で助言を行っております。
- (2) 常勤監査役1名は、社内業務全般に精通しており経営に対する理解が深く、適法性監査に加え、重要な会議に参加し、経営課題に対するプロセスと結果について客観的評価を行う等の確かな分析に基づく発言をすることで、経営監視の実効性を高めております。

＜ご参考＞当社の独立役員の「独立性」に関する判断基準

下記項目に該当する場合には、独立性があるとはしない。

- a. 当該会社の親会社又は兄弟会社の業務執行者
 - (1) 当社の親会社、子会社、兄弟会社の業務執行取締役、執行役、社員である者
 - (2) 当社の親会社、子会社、兄弟会社の業務執行取締役、執行役、社員であった者
- b. 当該会社を主要な取引先とする者若しくはその業務執行者又は当該会社の主要な取引先、若しくはその業務執行者
 - (1) 当社若しくは当社の親会社、子会社、兄弟会社との取引が相手先の取引(売上高、仕入高、収益)の過半数を占める取引先、その業務執行取締役、執行役、社員である者
 - (2) 当社若しくは当社の親会社、子会社、兄弟会社との取引が相手先の取引(売上高、仕入高、収益)の過半数を占める取引先の業務執行取締役、執行役、社員であった者
 - (3) 当社若しくは当社の親会社、子会社、兄弟会社の主要取引先(前事業年度における売上高又は仕入高が、売上高総額又は仕入総額の10%以上、又は上位10社に入るような取引先)、その業務執行取締役、執行役、社員である者
 - (4) 当社若しくは当社の親会社、子会社、兄弟会社の主要取引先(前事業年度における売上高又は仕入高が、売上高総額又は仕入総額の10%以上、又は上位10社に入るような取引先)の業務執行取締役、執行役、社員であった者
 - (5) 当社若しくは当社の親会社、子会社、兄弟会社の融資取引を有する金融機関の業務執行取締役、執行役、社員、若しくはそうであった者
 - (6) 日本社宅ネットに参加している先、その業務執行取締役、執行役、社員、若しくはそうであった者
- c. 当該会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家
 - (1) 当社若しくは当社の親会社、子会社、兄弟会社から役員報酬以外にコンサルタント、会計士、弁護士として年額100万円以上の金銭その他の財産を得る予定がある者、若しくは過去2年間に受けていた者
 - (2) 前(1)が法人、組合等の団体の場合である場合には、当該団体に所属している者、若しくは所属していた者
- d. 当該会社の主要株主
 - (1) 当社の議決権総数の3分の1以上の株式を保有する株主(主要株主)、その業務執行取締役、執行役、社員である者
 - (2) 当社の議決権総数の3分の1以上の株式を保有する株主(主要株主)の業務執行取締役、執行役、社員であった者
- e. 最近において上記aからdに該当していた者
 - (1) 判断時点の過去1年間に於いて、上記aからdに該当していた者
- f. 近親者
 - (1) 上記aからeに該当する者の2親等以内の親族
 - (2) 当社及び子会社の取締役、マネージャー以上の社員である者の2親等以内の親族
 - (3) 判断時点の過去1年間に於いて、前(2)に該当していた者
- g. 在任期間
 - (1) 社外取締役または社外監査役としての就任期間が、継続して9年間を超える者

2. 経営監視機能の強化に係る具体的な体制及び実行状況

当社は、内部統制システム構築の基本方針第7項から第11項に規定しておりますとおり、以下の体制を整備、確保しております。

- ・当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・監査役がその職務を補助すべき従業員をおくことを求めた場合における当該従業員に関する事項
- ・前号の従業員の取締役からの独立性及び監査役の指示の実効性の確保に関する事項
- ・取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ・その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

また、各監査役は、法令、定款違反や株主利益を侵害する事実の有無等の監査に加え、各業務担当取締役及び重要な使用人と適宜意見交換を行う等、経営監視の強化に努めております。

従って、当社は、監査役及び監査役会(定員4名)による独立・公正な立場で、取締役の職務執行に関する有効性及び効率性の検証を行い、客観性及び中立性を確保したガバナンス体制を整えております。以上のことから、現状の監査役及び監査役会が実効を伴って機能しており、株主からの負託を受けた実効性のある経営監視が期待できると判断して、当面、現状のガバナンス体制を維持することとしております。

3. 企業統治の体制を採用する理由

当社は、取締役会の合議制による意思決定と監査役による経営監視機能、後述の内部統制システムによる牽制機能が働くことで、適切なコーポレート・ガバナンスの実現が可能且つ有効に発揮できるものと判断し、上記体制を採用しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使を導入し、パソコン、携帯電話およびスマートフォンによる行使が可能となっています。
その他	株主総会の事業報告や中期経営計画をビジュアル化し、当社の経営方針などを一般株主に対し、よりわかりやすく伝えております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページに掲載しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	当社は、平成17年9月2日、東証マザーズ市場に上場以降、年度決算に対しては毎年9月初旬、第2四半期決算に対しては毎年3月初旬に、年間2回の決算説明会を開催しております。直近3回の開催状況は以下の通りであります。 実施日：平成27年3月4日、参加者26名（平成27年6月期第2四半期） 実施日：平成27年9月2日、参加者40名（平成27年6月期） 実施日：平成28年3月2日、参加者31名（平成28年6月期第2四半期） 次回予定日：平成28年9月初旬（平成28年6月期）	なし
IR資料のホームページ掲載	http://www.syataku.co.jp/toinvestors/index.html 投資家向け情報として記載してある内容は、決算情報、適時開示資料、有価証券報告書及び四半期報告書、会社説明会資料、会社説明会要旨、新株式発行目論見書	
IRに関する部署（担当者）の設置	経理財務グループにIR担当者を設置しております。	
その他	常務取締役 竹村清紀 スモールミーティングや個別ミーティングを随時開催。また、個別問い合わせについては適時対応しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ディスクロージャーポリシーにおいて、情報を適時、適切に開示することを規定しております。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役会において「業務の適正を確保するための体制」の構築の基本方針として、次の内容を決議しており、この決議に基づき社内規程の整備、必要な組織の設置等体制の整備を実施しております。

【内部統制システム構築の基本方針】

当社は、アウトソーシングサービス産業の一員として、グループ会社の企業活動を支えている全てのステークホルダーと良好な関係を築き、長期にわたり持続性の高い成長を遂げていくために、コーポレート・ガバナンスの確立は不可欠と認識しております。この認識のもと、「内部統制システム構築の基本方針」を決定し、業務の有効性、効率性及び適正性を確保し、安心と信頼を高め、企業価値の向上を図ってまいります。

1. 当社及び当社子会社の取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び当社子会社の取締役及び従業員に期待する行動指針の一つとして倫理規範を定めて周知徹底し、高い倫理観に基づいて行動する企業風土を醸成し、堅持する。コンプライアンス体制の構築・維持については、当社の総務人事管理役員をコンプライアンス担当として任命し、取組む。

コンプライアンス担当は、当社及び当社子会社の取締役及び従業員の法令遵守意識の定着と運用の徹底を図るため、研修等必要な諸活動を推進し、管理する。各部門の責任者は、部門固有のコンプライアンス・リスクを認識し、主管部署とともに法令遵守体制の整備及び推進に努める。

当社及びグループ会社の事業に従事する者からの法令違反行為等に関する通報に対しては、適切な処理を行うため内部通報規程を定め、コンプライアンス・ホットラインを設置する。

内部監査室は、法令及び定款の遵守状況の有効性について監査を行う。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、総務人事部門を管掌する取締役を担当役員とし、情報の内容に応じて保存及び管理の責任部署を社内規程において定める。責任部署は、取締役の職務の執行に係る情報を適切に記録し、法令及び文書管理規程その他の社内規程に基づいて、定められた期間、厳正に保存・管理する。その保存媒体に応じて安全かつ検索性の高い状態を維持し、取締役及び監査役からの閲覧要請に速やかに対応する。

3. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社及び当社グループの財務報告の信頼性確保及び金融商品取引法に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、代表取締役社長の指示の下、内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し必要な是正を行うとともに、金融商品取引法及び関係法令等との適合性を確保する。また、法令等に定める情報の開示について適切な開示のための体制を整備する。

内部監査室は、財務報告に係る内部統制について監査を行う。主管部署及び監査を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、その対策を講ずる。

4. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

取締役及び従業員は、市民生活の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会生活の発展を妨げる反社会的勢力に対しては毅然とした態度で組織的に対応する。

反社会的勢力の経営活動への関与や当該勢力が及ぼす被害を防止する観点から、倫理規範において反社会的勢力との関わりについて定め、反社会的勢力の排除に向けて全社的に取組む。

反社会的勢力に対しては、通達等において主管部署及び情報収集、管理、報告方法等を定めるほか、外部専門機関との連携による情報収集や社内研修の実施を通して、事案の発生時に速やかに対処できる体制を構築する。

5. 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、グループ全体の経営上のリスクの分析及び対策の検討については、当社社長を委員長に任命し、規程に基づき選任された担当役員及び各部門の責任者が出席するリスク管理委員会を設けて、リスク管理及び内部統制の状況を点検し、改善を推進する。また、企業価値を高め、企業活動の持続的発展を実現することを脅かすあらゆるリスクに対処すべく、統合型リスク管理の実践的運用を行う。

経営上の重大な障害・瑕疵、重大な情報漏洩、重大な信用失墜、災害等の危機など、不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置して迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し最小限にとどめるよう努力する。

6. 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社及び当社子会社において定時取締役会を月1回開催し、業務遂行に係る重要な意思決定を行うとともに、取締役の職務執行状況の監督を行う。また、経営会議を月1回以上開催し、社内規程で定められた決裁権限に従って迅速かつ機動的な意思決定を行う。

当社は、当社の職務執行に関する権限及び責任について、業務分掌規程、職務権限規程その他の社内規程において明文化し、適時適切に見直しを行い、当社子会社においてもこれに準拠した体制を構築させるものとする。業務管理に関しては、当社グループ全体の中期経営計画を策定し、その進捗状況を定期的に検証し、その達成に向けた対策を講ずることを通じて効率的な業務の執行を図る。

7. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社の取締役を当社から派遣し、子会社の取締役の職務執行に関し、事業全般に対して責任あるガバナンスが確保できるよう監督を行う。グループ企業に共通する管理機構の制定、整備及びグループ経営に関する事項全般の統括は、管理部門がこれにあたる。グループ企業の経営については、その自主性を尊重するとともに、主管部門との間で事業内容及び業績について定期的な報告を行い、重要事項については事前協議を行う。

また、監査役及び内部監査部門は定期的な監査を行い、必要に応じて監査役会と適切な連携をとるものとする。

8. 監査役がその職務を補助すべき従業員をおくことを求めた場合における当該従業員に関する事項

内部監査担当部署である内部監査室の従業員が、必要に応じて監査役を補助することを社内規程において定める。

9. 前号の従業員の取締役からの独立性及び監査役の指示の実効性の確保に関する事項

監査役より監査役を補助することの要請を受けた場合、内部監査室の従業員はその要請に関して取締役及び上長の指示命令を受けない。また、当該従業員の任命、人事異動及び人事評価には常勤監査役の同意を必要とする。

10. 取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、当社及び当社子会社の取締役会、経営会議、その他の重要な会議に出席し、また、重要な決裁書類及び関係資料を閲覧する。当社及び当社子会社の代表取締役及び業務執行を担当する取締役は、取締役会等の重要な会議において、その担当する業務の執行状況を報告する。当社及び当社子会社の取締役及び従業員は、重大な法令又は定款違反及び不正な行為ならびに当社グループに著しい損害を及ぼす恐れ

のある事実を知ったときは、遅滞なく監査役に報告する。

また、監査役はいつでも必要に応じて当社及び当社子会社の取締役及び従業員に対し報告を求めることができる。

なお、監査役へ報告をしたこれらの者に対し、当該報告をしたことを理由としていかなる不利益をも課してはならない。

11. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、内部監査部門と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて内部監査部門に調査を求める。また、監査役は会計監査人と定期的に会合を持って意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求める。監査役は、監査の実施に当たり必要と認めるときは、会社の顧問弁護士とは別の弁護士その他の外部専門家を自らの判断で起用することができる。

また、監査役の職務の遂行について生ずる費用の前払い等の処理については、速やかに当該費用又は債務を処理する。

また、当社グループの経営成績及び財務状況等に影響を及ぼす可能性のあるリスクには、以下のようなものがあります。

【事業等のリスク】

1. オペレーションリスクについて

社宅管理事務代行事業の事務処理は煩雑で件数も膨大なものとなり、オペレーションによる事務処理リスクがともないます。当社グループでは、事務リスクの軽減を図るため、システム管理と工程別業務管理の併用により、業務基盤の整備を進めておりますが、事務処理における事故・不正等を起こすことにより、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

2. 季節変動について

社宅管理事務代行事業の転勤手続きに関するサービスは、転勤者が集中する春と秋には繁忙を極めるため、オペレーターの増強で人件費負担が大きくなります。また、転勤契約手続きにともなう社宅賃貸借契約の契約金を、顧客企業に代わって当社が一時的に立替払いを行っており、その資金を銀行からの短期借入れで賄っていることから、春と秋には一時的な短期の借入れ債務が多くなるとともに、顧客企業に対しては立替払い債権が多くなります。以上のことが当社グループ業績の季節変動の原因となります。

3. 情報保護リスクについて

当社グループは、個人番号(マイナンバー)を含む多数のお客様の個人情報をお預かりしているほか、様々な経営情報等を保有しております。これらの情報の管理については、個別事業会社毎に情報セキュリティポリシーと情報セキュリティ管理規程を定め、情報セキュリティ委員会を設置し、情報資産保護に関するマネジメントシステムのPDCAサイクルを運用しております。また個人情報の管理においては、個人情報保護方針、個人情報保護基本規程を定め個人情報保護委員会を設置し、適切な運営体制を構築しております。

しかしながら、これらの対策にもかかわらず情報の流出等の重大なトラブルが発生した場合には、法的責任を課される危険性があります。また法的責任まで問われない場合でもブランドイメージの低下などにより、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

4. 情報システムリスクについて

当社グループは、情報システムの統合管理及び適正な財務報告の確保のために、情報システム管理規程及び情報システム運用管理細則等のもと、効率的な開発・品質向上の徹底・安全な運用が実施できるようシステムリスクの管理を行っております。また、重要な情報システムやネットワーク設備については、機器設備を二重化し障害に備え、バックアップセンターでの稼働切替え等の対策を施しております。

また、ファイアーウォールによる外部からの不正アクセスの防止、ウィルス感染対策、暗号化技術の採用等による情報漏洩対策の強化に努めております。

このように総合的な情報セキュリティの強化と事故防止に努めておりますが、未知のコンピューターウィルスの発生等により、重要な情報資産が漏洩または毀損すること、あるいは予期できない障害を原因として情報通信システムが不稼働の状態に陥る可能性は完全には排除できません。

また、IT関連の技術はその革新が継続しており、お客様の利用環境が変化しております。事業上、これらの新技術への対応が遅れた場合、当社の提供するサービスが、陳腐化・不適応化し、競争力低下を招く可能性があります。

これらの場合には、その発生の規模によっては、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

5. 事業継続リスクについて

当社グループは、将来的に予測される大規模な自然災害、人身・物的な大事故、風評被害等、当社グループの事業継続に大きな影響を及ぼすあらゆるリスクを想定し、経営リスク管理規程や危機管理規程により、緊急対策が直ちに発動される体制を整えております。

また、これらの災害・事故等の事象を網羅的に考慮した「事業継続計画」を策定し、発生した事象の復旧に対しては速やかに対処できるよう運用しておりますが、被害そのものは完全に回避できるものではないことから、これらの事象が発生した場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

6. 人材の確保と育成について

本格的な人口減少社会を迎え、一層の経済規模の縮小が懸念される中、当社グループは、競争力の源泉は人材であり、将来の成長と成功のためには、有能な人材の確保と育成が欠かせないものと考えております。

しかしながら、適正な人材の採用・育成・維持・確保が計画通りに進捗しなかった場合、または有能な人材が社外に流出した場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

7. 価格競争について

当社グループが展開する市場は、激しい価格競争下にあるものの、主力の社宅アウトソーシングサービスにおいては、アウトソーシングの本質である管理機能の最適化と強化を基本に調達面を含めた価格競争とは一線を引いた独自のサービスモデルを維持するとともに、お客様のトータルコスト削減を可能とする「マーカスさん」や「得々サービス」などの付加価値サービスの拡充に取り組んでおります。

また、マンション管理市場においては、管理費用の値下げ、見直しなどに対し、サービスの品質と価格の両面からバランスの取れた総合力を重視する施策を推進することで収益性向上に努めております。

しかしながら、当社サービスが市場における優位性を維持できない場合や、激しい競争によって価格の下落を招いた場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

その他、当社は「個人情報保護方針」に加え、「反社会的勢力排除に向けた基本方針」、及び「情報セキュリティポリシー」を制定し、社内運用を図っております。

【情報セキュリティポリシー】

当社は、「お客様に最高の満足を」を理念に掲げ、社宅管理・運営を中核に企業活動の一部をアウトソーシングにてお引受けするサービスを提供しております。

社内外を問わず全ての脅威から情報資産を保護し、安心・安全・安定したサービスをお客様にご提供し、安定した事業活動を継続してゆくことが社会的にも重要な責務であると捉え、以下のとおり情報セキュリティポリシーを定め、役員及び従業員等にこれを周知し、常に情報セキュリティの向上に努めることを宣言いたします。

・管理体制

社内に情報セキュリティ委員会を設置し、情報セキュリティ体制を構築します。

・法令・規範等の遵守

当社が保有する全ての情報資産の保護、および情報セキュリティに関する法令その他の規範を遵守します。

・個人情報の保護

お客様の従業員情報をはじめ、多くの個人情報をお預かりする立場として、個人情報を適切に保護、管理することが当社の事業活動を行う上で最重要事項と位置づけ、別に個人情報保護方針を定め対応します。

・教育の実施

当社は、全役員および従業員等に対し、情報セキュリティに関する継続的な教育を実施し、情報セキュリティ維持・向上の重要性を業務の中で常に認識させることに努めます。

・セキュリティの向上

現状に甘んじることなく、機密性・完全性・可用性の観点から常にセキュリティの向上に努めます。

・業務委託先の管理体制強化

業務委託を行う際は、当社の情報資産取り扱いにおける業務委託先としての適格性を十分に審査し、当社と同等以上のセキュリティレベルが維持できることを確認した上で業務を委託します。

・見直しと継続的な改善について

当社は、本情報セキュリティポリシーの遵守状況や社会情勢等を定期的に点検し、当社の取り組み活動の見直しが継続的に行われるよう万全を尽くします。

【個人情報保護方針】

当社は、「お客様に最高の満足を」を理念に掲げ、社宅管理・運営を中核に企業活動の一部をアウトソーシングにてお引受けするサービスを提供しております。お客様の従業員情報をはじめ、多くの個人情報をお預かりする立場として、個人情報を適切に保護、管理することが当社の事業活動を行う上で最重要事項と位置づけ、以下のとおり個人情報保護方針を定め、役員及び従業員にこれを周知し、個人情報の適切な保護に努めることを宣言いたします。

1) 個人情報の取扱いについて

当社は、個人情報の取扱いにおいては、日本工業規格「個人情報保護マネジメントシステムの要求事項」(JIS Q 15001)に準拠した個人情報保護マネジメントシステムを策定し、実行いたします。

2) 個人情報保護に関する法令・規範等の遵守

当社は、個人情報の取扱いに関する法令及び行政機関等が定めた条例・規範・ガイドラインを遵守します。

3) 教育の実施

当社は、全役員及び従業員に対し、個人情報保護に関する継続的な教育を実施し、個人情報を安全にかつ適正に保護することの重要性を業務の中で常に認識させることに努めます。

4) 個人情報の取得、利用、提供について

当社は、個人情報の取得に際しては、業務に必要な範囲内において適正に取得するとともに、その利用目的を明確にし、同意をいただいた範囲を超えての利用及び提供が行われないよう管理する措置を講じます。

5) 安全管理対策の実施について

当社は、個人情報の安全管理に努め、情報の漏洩、破壊、紛失、改ざん、不正アクセス等の事故の防止に関する適切なセキュリティ対策を講じます。また、個人情報の管理について問題が発見された場合には、直ちに是正措置を講じます。

6) 受託業務における個人情報の取扱いについて

当社は、業務の受託にあたっては、お預かりする個人情報の取扱基準や責任の範囲等についてお客様と協議し、契約書類に定めるとともに、その遵守に努めます。

7) 見直しと継続的な改善について

当社は、本個人情報保護方針を遵守するとともに、個人情報保護マネジメントシステムの実行状況や社会情勢等を定期的に点検し、当社の取り組み活動の見直しが継続的に行われるよう万全を尽くします。

8) 苦情及び相談に関する問合せ先

個人情報の取扱いに関する各種お問い合わせに対し速やかに対応させていただくため、以下の通り相談窓口を設置いたします。

日本社宅サービス株式会社 個人情報保護相談窓口 〒162-0833東京都新宿区笹笥町35 日米TIME24ビル

電話番号03-5229-8741(受付時間:月曜日～金曜日 午前9時30分～午後6時30分) e-mail:privacy@syataku.co.jp

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

【反社会的勢力排除に向けた基本方針】

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方について

当社は、市民生活の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会生活の発展を妨げる反社会的勢力に対しては毅然とした態度で組織的に対応しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた社内体制の整備状況について

当社は、反社会的勢力の経営活動への関与や当該勢力が及ぼす被害を防止する観点から倫理規範において反社会的勢力との関わりについて定め、反社会的勢力の排除に向けて全社的に取り組んでおります。

さらに、内部通報制度を適切に運用し、反社会的勢力の潜在的関与も排除します。

1) 対応部署の設置

総務人事部を対応部署とし、不当要求などの事案ごとに関係部門と協議し、対応します。

2) 外部の専門機関との連携

所轄警察署や顧問弁護士等、外部の専門機関と連携しております。

3) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理

総務人事管理取締役が担当として、反社会的勢力に関する情報を収集して一元管理し、反社会的勢力に該当するかの確認を行っております。

4) 研修・教育活動の実施

倫理規範・人権、コンプライアンスに関する研修など、反社会的勢力の排除に向けて対応すべく、平素より啓発活動に努めております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

コーポレート・ガバナンス強化による企業価値の最大化

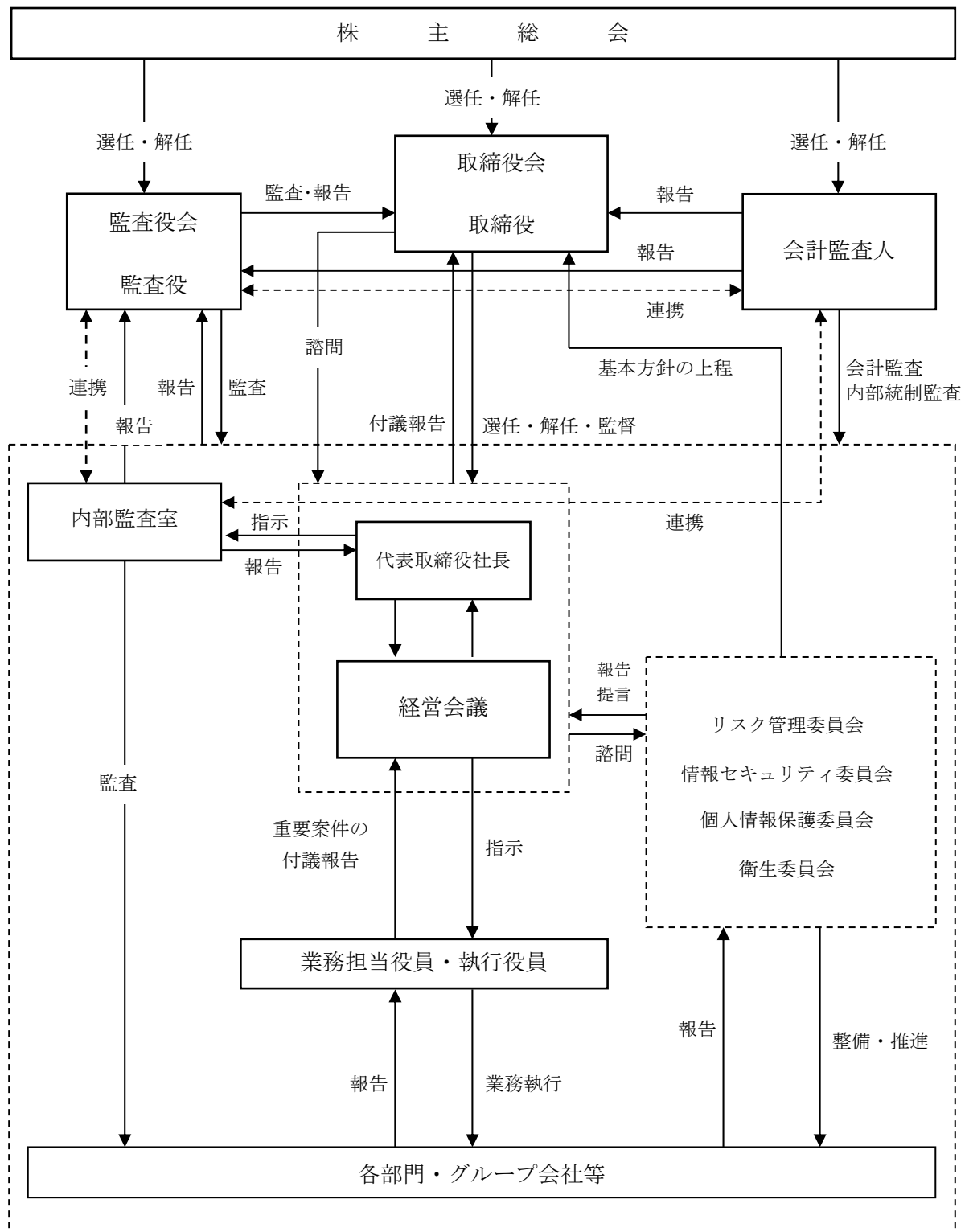
当社は、企業価値の持続的な増大を図るには、コーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であるとの認識のもと、ガバナンス体制の強化、充実に努めております。まず、株主に対する説明責任を果たすべく、迅速かつ適切な情報開示の実施と経営の透明性の確保を重視しております。

また、変化の速い経営環境に対応して、迅速な意思決定及び業務執行を可能とする経営体制を構築するとともに、経営の効率性を担保する経営監視体制の充実に努めてまいります。

さらに、健全な倫理観に基づくコンプライアンスの体制を徹底し、株主、顧客をはじめとするステークホルダー（利害関係者）の信頼を得て、事業活動を展開していく方針であります。

今後も会社の成長に応じてコーポレート・ガバナンスの体制を随時見直し、企業価値の最大化を図ることを目標としてまいります。

当社の内部統制の概要図



社内のディスクロージャー体制図

